

IV 参考

高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて

一般則又は液石則に関する第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は特定高圧ガス消費者は、その施設について、法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく変更の工事をしようとするときは、変更許可申請又は変更届出が必要となる。

なお、各条文ただし書きで規定される軽微な変更の工事に該当する場合は、変更許可申請又は変更届出は不要となり、軽微変更届出（第一種製造者及び第一種貯蔵所に限る。）が必要となる。

事業所区分に応じた、高圧ガス施設等の変更の工事における手続きは次のとおり。

区分	高圧ガス施設等の変更の工事		
		軽微な変更の工事	届出不要の工事
第一種製造者 第一種貯蔵所	変更許可申請	軽微変更届出	届出不要
第二種製造者 第二種貯蔵所 特定高圧ガス消費者	変更届出	届出不要	届出不要

次に軽微な変更と届出不要の工事例を挙げるので、手続きの参考とすること。なお、各工事例に該当しない場合は、変更許可申請又は変更届出の対象となる場合があるので留意すること。

1 軽微な変更の工事例について

高圧ガス施設の変更の工事において、次のアからエのいずれにも該当しない場合で、下記の表. 1「軽微な変更の工事例」に該当する工事は軽微な変更の工事として取り扱う。なお、アからエのいずれかに該当する場合は、変更許可申請又は変更届出の対象となる。

工事を計画する場合は、事前に火薬・高圧ガス保安係に連絡の上、手続きについて確認をすること。

- ア 特定設備の取替え（多管円筒形熱交換器のチューブの取替えは除く）
- イ 処理能力の変更を伴う取替え
- ウ 高圧ガス設備の位置の変更を伴う取替え（配管のルート変更を除く）
- エ 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合を除く）

IV 参考

表. 1 「軽微な変更の工事例」

項目	対象	工事概要・条件等
弁類	安全弁	認定書が添付されたものへの取替え
		放出管の取替え・位置変更
	逆止弁	認定書が添付されたものへの取替え
	緊急遮断装置	認定書が添付された弁への取替え
		操作機構の取替え又は操作位置の変更
減圧弁	設定圧力に変更がない場合で認定書が添付されたものへの取替え	
仕切弁等	認定書が添付されたものへの取替え	
機器類	ポンプ・圧縮機・蒸発器等	処理能力に変更のない場合で認定書が添付されたものへの取替え
	熱交換器	特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替え
配管類	配管	認定書が添付されたものへの取替え
		取替えに際し、管類に係る認定試験者が当該工事を施工する場合
高圧ガス設備の取替えに伴う配管のルート変更		
	可とう管(高圧ホース、金属フレキ管等)	保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え※ ¹
ガス設備以外	容器置場	増設又は位置の変更
	防爆電気設備	増設又は位置の変更
	保安電源	位置の変更
	ガス漏洩検知警報設備	警報部、検知部の位置の変更
	散水設備・防火設備	散水ポンプ及び配管の増設又は位置の変更
	除害設備	増設又は位置の変更
	感震設備	位置の変更

※¹ 「保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え」とは
協会又は指定特定設備検査機関が行う「KHKS0803(2014)可とう管に関する検査
基準」(対象は金属製の可とう管のみ)の検査に合格した可とう管への取替えを指す。

2 届出不要の工事例について

高圧ガス施設の変更の工事において、次のアからエのいずれにも該当しない場合で、下記の表. 2「届出不要の工事例」に該当する工事は届出不要の工事として取り扱う。なお、アからエのいずれかに該当

IV 参考

高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて

する場合は、変更許可申請又は変更届出の対象となる。

工事を計画する場合は、事前に火薬・高圧ガス保安係に連絡の上、手続きについて確認をすること。

- ア 特定設備の取替え（多管円筒形熱交換器のチューブの取替えは除く）
- イ 処理能力の変更を伴う取替え
- ウ 高圧ガス設備の位置の変更を伴う取替え（配管のルート変更を除く）
- エ 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合を除く）

表. 2 「届出不要の工事例」

項目	対象	工事概要・条件等
弁類	消耗品※ ¹	事業者が保安上特段の支障のないと判断したものへの取替え
機器類	ポンプ・圧縮機・蒸発器等	高圧ガスの通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又は J I S 等の規格品であり、その性能が保証されているものへの取替え
	圧力計・温度計・液面計	同一方式のものへの取替え
配管類	可とう管（高圧ホース、金属フレキ管等）	充填又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって、高圧ホース及び金属フレキ管に限る）の取替え
	消耗品※ ¹	事業者が保安上特段の支障のないと判断したものへの取替え
	その他	高圧ガスの通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又は J I S 等の規格品であり、その性能が保証されているものへの取替え
ガス設備以外	警戒標等	取替え又は変更
	換気装置	同等品以上のものへの取替え
	防爆電気設備	同等品以上のものへの取替え
	保安電源	同等品以上のものへの取替え
		消耗品の取替え
	ガス漏洩検知警報設備	同等品以上のものへの取替え
		消耗品の取替え
	散水設備・防火設備	同等品以上のものへの取替え
除害設備	同等品以上のものへの取替え	
消火器	同等品以上のものへの取替え	

IV 参考

高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて

	通報設備	同等品以上のものへの取替え
	容器置場	屋根材、壁材、床材等の取替えで技術上の基準に該当しない場合
	受入ローリーの停車場	増設又は位置の変更
	感震設備	同等品以上のものへの取替え

※¹ 消耗品とは

パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除外剤、防毒マスク防護具等を指す。